「地産地消推進協力店認定事業」
審査・認定フローチャート

☆審査は年２回（9 月・3 月）とし、それぞれ 2 ヶ月間の調査・認定期間を設定する。

１　現地審査員による事業所等の現地審査･調査

現地審査員（事務局員：農林業振興課職員）が、各事業所等へ出向き、責任者からの聞き取り、店舗内の状況を確認し、認定審査・調査票へ記入する。
審査・調査票が全て〇となれば合格となる。この結果を文書にて地産地消推進部会員へ報告する。

↓

２　地産地消推進部会の承認

現地審査の結果に基づき、直近に開催される地産地消推進部会にて協議する。部会の開催予定がない場合は、各部会員へ文書にて協議する。異議等がなければ、地産地消推進部会として承認し、協議会へ諮る。

↓

３　協議会の承認

協議会の開催予定がなければ、協議会役員へ文書にて「協力店」の認定を諮る。
各役員より文書にて認定の承認を得たならば、協議会長へ結果報告をし、「協力店」を認定する。

↓

４　「協力店」の認定

認定された事業所等へ、「協力店」の認定書を交付し、認定銘板（プレート）を貸与する。
認定されなかった事業所等へは、文書にて審査結果を報告する。

※　現地調査の実施

認定後、毎年度末に提出される実績報告書に基づき、事務局にて現地調査等を実施する。